

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 27 日現在

機関番号：12601

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730057

研究課題名 (和文) 企業買収法制と防衛策

研究課題名 (英文) Legal Structure on Corporate Takeovers and Defenses

研究代表者

田中 亘 (TANAKA WATARU)

東京大学社会科学研究所 准教授

研究者番号：00282533

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：企業組織法

キーワード：会社法、企業買収、敵対的買収、防衛策、公開買付規制

1. 研究計画の概要

本研究(「企業買収法制と防衛策」)は、わが国における企業買収について、とりわけその中でも、経営陣の賛同を得ないで行ういわゆる敵対的買収に重点を置いて、望ましい法制度のあり方を検討するものである。研究の方法としては、(1) 伝統的な法学研究の手法である判例分析、(2) アメリカおよびイギリス・EU 諸国の法制に関する比較法分析、ならびに(3) 企業買収と買収防衛策に関する実証的分析を柱とする。

2. 研究の進捗状況

研究計画に記載した3つの方向から研究を進めている。具体的には、(1) に関しては、買収関係の裁判例を分析・検討した。もっとも、本研究の期間中は、敵対的買収に対する防衛策の適法性が正面から争われた事例が少なかったため(平成20年のピコイ事件がある程度か)、潜在的には利益相反の要素を抱えた友好的買収に関連する事例分析(楽天対TBS事件、サイバード事件など)が中心となった。(2) については、従来から研究対象としているアメリカ(とくにデラウェア州)法の研究を進めた他、厳格な公開買付規制と防衛策の原則的禁止を組み合わせる点でアメリカとは対照的な性格を有する英国法(自主規制規範を含む)の研究について、進展が見られた。(3) については、わが国において潜在的な防衛策としての性格を有する株式持合いに関し、経済学者と共同によって事例研究を行った。

3. 現在までの達成度

- ②おおむね順調に伸展している。
(理由)

2. に述べたとおり、当初予定していた各研究分野で研究の進展が見られ、5. で後述するとおり論文も公刊できているため。

4. 今後の研究の推進方策

引き続き、研究計画にある3つの方面の研究を深めるほか、特に今年度は、従来の研究をまとめ、かつ、買収法制に関する現段階の私見をまとめた単著の執筆を予定している。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

① TANAKA, Wataru, “Going-private and the Role of Courts: A Comparison of Delaware and Japan,” *UT Soft Law Review*, No.3, pp.12-23 (2011)

② 田中亘「会社による株式の取得資金の援助と利益供与[上]——東京高裁平成22年3月24日判決——」旬刊商事法務1904号4-15頁(2010)

③ 田中亘「会社による株式の取得資金の援助と利益供与[下]——東京高裁平成22年3月24日判決——」旬刊商事法務1905号14-25頁(2010)

④ 胥鵬=田中亘「買収防衛策イン・ザ・シャドール・オブ株式持合い」旬刊商事法務1885号4-18頁(2009)

⑤ 田中亘「企業価値研究会報告書の検討——デラウェアの影、そして影との戦い——」旬刊商事法務1851号4-17頁(2008)

[学会発表] (計0件)

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕